

仕 様 書

1 件名

保育所ガスヒートポンプ保守点検業務委託

2 場所

府中市立保育所 4 箇所（東・西・中央・美好保育所。定期点検一覧のとおり。）

3 対象機器

別紙 3「保育所 GHP 機器表」のとおり

型式、設置場所その他の記載と現況に相違がある場合は現況の状況を優先して点検するとともに報告書を作成し保育支援課へ連絡すること。

4 保守点検の対象範囲

本仕様書に基づく保守点検業務委託（点検・整備及び故障修理）の対象範囲は、別紙 3 に記載された対象設備機器の室外機本体及びそれに接続されている室内機本体、標準リモコンとする。

次の項目は、ガスヒートポンプ保守点検の範囲外とする。

- ・ 配管、配線およびダクト等
- ・ 別紙 2 に例示されるメーカー指定オプション品
- ・ 委託者が受託者の承認を得ずに移設または増設された設備機器
- ・ 電源切替の機能を有する設備及びその二次側に接続された機器のうち室内機と標準リモコンを除く機器
- ・ ガスヒートポンプチラーに接続された室内機
- ・ 室外機に接続されたエアハンドリングユニット

5 業務内容

（ 1 ）点検・整備

ガスヒートポンプ保守点検業務は以下の通りとする。ただし、室外機の熱交換器フィン及び室内機の熱交換器フィン、フィルター、ドレンパン・ドレンポンプ・ドレンホースおよびドレン配管の清掃・洗浄は含まない。

年 2 回、別紙 1「保守点検作業項目」の定期点検 及び定期点検 に記載された内容で点検整備・部品交換等を実施する。

点検日時は事前に施設管理者と連絡調整のうえ実施する。

点検整備・部品交換に要した費用は、本契約の料金に含まれる。

ただし、点検整備作業に際して付帯工事を伴う場合の工事費は含まない。

(2) 故障修理

対象設備機器に故障が発生した場合、設置場所にて故障修理を行う。

故障修理費保証について

故障修理に要した費用のうち、点検料、技術料及び部品費は本契約に含む。

ただし、故障修理作業に際し付帯工事を伴う場合の工事費用は含まない。

また、室外機の運転時間が契約運転時間(別紙 3「対象設備機器一覧」参照)を超過した後に発生した故障修理の部品・部材代やオーバーホールに要する作業費、部品費は別途有償とする。

部品保有期間超過後に補修部品が欠品している場合は、リビルト(再生)部品又はリユース(再使用)部品を使用して修理する。

(3) 上記(2)にかかわらず、次の故障修理は本契約の対象外とする。

委託者の不注意、故意もしくは不適当な取り扱いにより生じた故障の修理
音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損害等、品質に影響がなく、仕様内容を満たしている場合

補修部品の保有期限超過後の欠品等による修理不可能な故障の修理

契約期間中に受託者または受託者の承認した者以外が修理したことによる故障の修理

室外機の熱交換器フィン及び室内機の熱交換器フィン、フィルター、ドレンパン・ドレンポンプ・ドレンホースおよびドレン配管の汚れや詰まりにより生じた故障の修理

施工に起因する故障の修理

(4) 遠隔監視業務

受託者は、「遠隔監視業務」として、通信回線を通じた対象機器運転データの定期的な受信、異常発報時の異常内容の確認、その際、必要に応じて指定連絡先への電話連絡を行う。ただし、遠隔監視アダプターが設置されていない機器は遠隔監視業務の対象外とする。

遠隔監視業務にかかる受託者所有のモバイル端末の設置撤去費用及び通信費用は、受託者が負担する。

6 業務の運営

委託者は、作業(点検整備ならびに修理)が安全かつ円滑に行われるように、受託者に対して次のとおり協力するものとする。

(1) 作業に要する電気、水道、ガス、その他の費用は委託者の負担とする。

(2) 作業に必要な範囲で、受託者の施設敷地内及び建物内への立入りを承認する。

(3) 作業は、主に平日及び土曜日の 9 時 30 分から 16 時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯(昼食や午睡時間帯等)を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定する。

- (4) 委託者は、対象設備機器の移転、廃棄、使用中止又は変更の場合、事前に受託者へ連絡する。

7 報告書の提出

受託者は、点検・整備業務終了後、速やかに作業報告書及び作業状況並びに出来栄えが確認できる写真データを提出すること。

8 緊急時の対応

故障が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、故障修理等必要な措置を講ずること。

9 免責事項

次の場合、受託者はガスヒートポンプ保守点検業務の履行を免れるものとし、それにより委託者に損害が生じた場合でも、受託者は一切の責任を負わない。

- (1) 補修部品の保有期限超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、ガスヒートポンプ保守点検業務の実施が不可能な場合
- (2) 地震、落雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、ガスヒートポンプ保守点検業務の実施が困難な場合
- (3) その他、受託者の責めに帰すべき事由によらずガスヒートポンプ保守点検業務を履行できない場合

10 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、市と受託者が協議してこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務の履行により直接又は間接に知り得た相手方の情報を第三者に開示し、漏らしてはならない。契約期間満了後も同様とする。

別紙 1

保守点検作業項目

定期点検（全機器共通の点検項目）

1	エンジンオイルの点検・補給	11	リモコン機能の確認
2	オイルフィルターの交換	12	冷房・暖房能力の確認
3	エアエレメントの交換	13	排気ドレンフィルター充填石の交換
4	スパークプラグの交換	14	室外機の異常音・振動の点検
5	冷却水量の点検・補給	15	室外機・室内機の外観確認
6	エンジンのかかり具合・異音点検	16	ガスコックからガス電磁弁接続間のガスもれ点検
7	エンジン圧縮圧力の点検	17	ガス電磁弁本体と接続部のガスもれ点検
8	コンプレッサーの冷媒漏れ点検	18	セ・カ・バ・ナ-本体と接続部のガスもれ点検（開放口）
9	冷却水ホースの点検	19	セ・カ・バ・ナ-からミキサー-接続間のガスもれ点検
10	排気ガスホースの点検	—	—

定期点検（製造メーカー・型式に応じて追加する代表的な点検項目）

A	コンプレッサーベルト点検・交換	F	室内機ファン駆動Vベルト点検・交換
B	発電機駆動用ベルト点検・交換	G	換気フィルター点検・交換
C	バッテリー点検・交換	H	ブローバイフィルター点検・交換
D	バルブクリアランス点検調整	I	ミキサー・バルブシート洗浄
E	ディストリビュータの点検	—	—

別紙 2

ガスヒートポンプ保守点検業務の範囲外となるメーカー指定オプション品

1	ドレンアップキット（外付けまたは天井吊形設置品）
2	フィルター清掃機能付きパネル（専用リモコンを含む）
3	加湿器およびエレメント
4	拡張アダプター
5	集中リモコン（複数室内機の個別制御が可能なもの）
6	風向変更板
7	料金按分システム
8	室外機熱交換器冷却補助装置（スカイエネカット、エコクーリングマット等）
9	高性能・中性能フィルター
10	室外機排気延長キットおよび排気筒
11	電気集塵機・エレメント（室内機の脱臭ユニットを含む）
12	給気カバー（室外機）
13	空気清浄ユニット・エレメント
14	自動昇降パネルおよび自動昇降装置（モーター、専用リモコンを含む）
15	自立切替盤
16	自立用リモコン